

令和 7 年度における学校教育設備整備費等補助金
(特別支援教育設備整備費等) 配分要領

1. 補助対象事業及び補助対象事業者は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業は、学校教育設備整備費等補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）（以下「交付要綱」という。）に定めるところによる特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業とする。
 - (2) 補助対象事業者は、学校法人とする。
2. 補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費は、交付要綱に定めるところによる特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業の補助対象経費の合計額とする。
 - (2) 補助金額は、交付要綱に定めるところによる特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業の補助金額の合計額とする。
3. 特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業に対する補助の実施については、それぞれ交付要綱に定めるところによる。
4. 学校法人ごとの補助金額が 50 万円未満の場合は、原則として補助金を交付しないこととする。ただし、次の（1）及び（2）いずれにも該当する場合は、交付対象とすることができる。
 - (1) 教育課程上必要と認められるもので、整備しない場合、児童生徒の指導に支障が生じるもの。
 - (2) 当該学校法人の当該年度における設備整備の事業費が 50 万円以上 100 万円未満であり、事業費の増額が見込めないもの。